

水害及び土砂災害等の警戒レベル4以上発令時における生徒の対応について

南知多町立師崎中学校

台風や豪雨による水害や土砂災害から命を守るため、南知多町から出される避難情報と気象庁・国交省から出される防災気象情報が別紙の5段階の警戒レベルとして整理されました。(裏面参照)

警戒レベルに応じた登校時等の対応について、以下のようにさせていただきますので、よろしくをお願いします。

※警戒レベルについての説明は裏面をご覧ください。

※警戒レベルは、町内全域でなく、大字単位で発令されることがあります。

※警戒レベル3以下の場合、通常通りの授業を行います。

※警戒レベル発令時の対応は、4月に配布した「警報発令時の対応」とは、別のものです。

※暴風警報等発令時には、従来通り、「警報発令時における対応」に従って対応をお願いします。

1 登校前に警戒レベル4以上が発令されている場合

解除された時間	
6:30以前	・平常通りの授業(給食は実施)
6:30～ 11:00まで	・家庭で昼食を済ませ、午後1時以降に授業を開始する。 (開始時刻は小学校と協議し、学校メールで連絡する)
11:00以降	・臨時休業

※雨雪の降り方や冠水等で登校が危険な場合は、自宅待機し、学校へ連絡する。

※在宅中に、発令された場合は、安全な場所に避難する。外出中はすみやかに帰宅するか、家族で決めてある場所に避難する。

2 登校後に警戒レベル4以上が発令された場合

登下校中 (防災無線等で発令を 知った場合)	・学校に近い場合は登校し、学校の指示を待つ。 ・自宅に近い場合は自宅に帰る。 ※安全を最優先し、危険な場所は通らないように気をつける。
在校中	・原則、授業を中止し安全確認後、教師引率で下校する。ただし、下校の可否については、両小学校と協議し決定する。 ・下校が困難な場合は学校待機する。学校メールで連絡し保護者の迎えで下校する。

3 その他

- (1) 給食の実施については、教育委員会と協議し決定します。
- (2) 警戒レベル4以上が発令されていなくても、通学路の冠水、河川の増水等により登校に危険が伴う場合は、保護者の判断で自宅待機としてください。その際は学校へ連絡してください。
- (3) その他緊急の場合は、学校メールで連絡をします。

逃げ遅れゼロへ!

防災情報はいろいろあるけど いつ避難すればいいの?

4で全員避難!!

【警戒レベル】で避難のタイミングをお伝えします。

2019年の出水期(6月ごろ)より、
【警戒レベル】を用いた
避難情報が発令されます。
市町村から【警戒レベル3、4】が
発令された地域にお住まいの方は、
速やかに避難してください。



【警戒レベル5】(市町村が発令)は既に災害が発生している状況です。

次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます!

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を
発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所
に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

警戒レベルととるべき行動を端的に伝えます

避難勧告の発令を伝えます

災害が切迫していることを伝えます

とるべき行動を伝えます

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、
国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階^{※1}に整理しました。

<避難情報等>

警戒レベル 避難行動等 避難情報等

警戒レベル5 既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとります。

災害発生情報^{※2}
既発の災害に発生していることを発令
(市町村が発令)

<防災気象情報>

【警戒レベル相当情報(例)】

警戒レベル5相当情報
氾濫発生情報
大雨特別警報
等

警戒レベル4 速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所未での移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。

避難勧告
避難指示(緊急)^{※3}
地域の状況に応じて避難勧告又は
避難指示(緊急)を発令する場合があります
(市町村が発令)

警戒レベル4相当情報
氾濫危険情報
土砂災害警戒情報
等

警戒レベル3 避難に時間を要する人(高齢者の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。

避難準備・
高齢者等避難開始
(市町村が発令)

警戒レベル3相当情報
氾濫警戒情報
洪水警報
等

警戒レベル2 避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。

洪水注意報
大雨注意報等
(気象庁が発令)

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

警戒レベル1 災害への心構えを高めます。

早期注意情報
(気象庁が発令)

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

Q&A

- 質問1) 防災気象情報は出ているけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの?
⇒市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令することから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。
自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。
- 質問2) 避難指示(緊急)は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置付けられたけど、考え方が変わったの?
⇒避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、必ず発令されるものではありません。避難勧告が発令された次第、避難指示(緊急)を待たずに速やかに避難をしてください。
- 質問3) 洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ているなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけど洪水のレベルも4から3に下がったということなの?
⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のまま、土砂災害の3が追加されたのであり、その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります。

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、

地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。

詳しく知りたい方は

内閣府 防災情報のページ

内閣府 避難勧告



スマートフォン
二次元コード